

議案第4号

二宮町総合計画審議会条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月27日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

各種委員会、審議会等に対する町議会からの申し入れ書に基づく委員構成の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例

二宮町総合計画審議会条例（平成 8 年二宮町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「18 人」を「16 人」に改め、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>16人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>18人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>町議会の議員 2人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>